

(別紙)

海外で販売されている医薬品や食品等に含有されている場合、当該製品の輸入に際し、数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする成分

以下の成分が、海外で販売されている医薬品や食品等に含有されている場合には、当該製品の輸入に際し、あらかじめ輸入確認証の交付を受けることを必要とする（ただし、海外からの入国者が、施行規則第 218 条の 2 の 4 第 1 項で定める数量以下を国内滞在中の自己の治療のために使用する目的とする場合にあっては、同条第 2 項第 3 号に規定する場合として確認不要とする）。

	和名	英名
1	アテノロール	Atenolol
2	アトモキセチン	Atomoxetine
3	アドラフィニル	Adrafinil
4	アニラセタム	Aniracetam
5	エチラセタム	Etiracetam
6	オキシラセタム	Oxiracetam
7	ジヒドロエルゴトキシンメシル酸塩	Dihydroergotoxine Mesilate
8	ソマトロピン（遺伝子組換え）	Somatropin (Genetical Recombination)
9	タンニン酸バソプレシン	Vasopressin Tannate
10	チアネプチン	Tianeptine
11	デスマプレシン酢酸塩水和物	Desmopressin Acetate Hydrate
12	デヒドロエピアンドロステロン	Dehydroepiandrosterone (略称：DHEA)
13	ナドロール	Nadolol
14	ニセルゴリン	Nicergoline
15	ニモジピン	Nimodipine
16	ネフィラセタム	Nefiracetam
17	ビンポセチン	Vinpocetine
18	ピラセタム	Piracetam
19	フロセミド	Furosemide
20	ブロモクリプチンメシル酸塩	Bromocriptine Mesilate
21	プラミラセタム	Pramiracetam
22	プレグネノロン	Pregnenolone
23	プロカイン塩酸塩（外用剤を除く。）	Procaine Hydrochloride
24	プロプラノロール塩酸塩	Propranolol Hydrochloride
25	レベチラセタム	Levetiracetam